

伊平屋村における新型コロナウイルス感染予防対策基本ガイドライン

(第 1 版)



2020年8月5日

伊平屋村

新型コロナウイルス感染予防対策基本ガイドライン

伊平屋村における本ガイドラインは、本村が高齢者の多い生活環境であることや医療機関の環境を考慮したうえで、全国の各種団体が制定したガイドラインに基づき作成したものです。

伊平屋村民の健康と安全の確保を基本にするとともに、来島される皆様には安心して伊平屋村で滞在していただけるよう、各施設が取り組むべき予防対策を明示しております。

関係者におかれましては、本ガイドラインを周知し、各事業所における従業員の感染防止に真摯に取り組んで参ります。

本ガイドラインは、部門別に掲載されており、各事業所の実情に合わせた対策を講じることと致します。尚、各事業所におかれましてはあくまでも「基本ガイドライン」でありますので、独自に細分化し、新型コロナウイルス感染症対策を実施するものを制限するものではないことを申し添えます。

2020年8月5日

伊平屋村役場

【伊平屋村において基本とする項目】

※事業主は従業員の中に無症状感染者がいる可能性をふまえた感染防止策を行う

1. 基本チェックリスト

- 従業員の就業前の検温、手指消毒の徹底、マスクの着用
- 施設入口及び施設内の手指消毒設備の設置
- 身体的距離の確保(接触・飛沫感染の防止)
- 換気の徹底
- お客様に対するマスク着用・手指消毒のお願いの周知

2. 基本的な感染防止予防策

① 従業員における感染予防衛生対策及び健康管理

■日々の体調管理

- ・全従業員を対象に就業前の体温測定及び健康チェックを行う

■手洗い手指消毒の徹底

- ・就労前、就労中、休憩中にかかわらず、化粧室使用、清掃、喫煙、飲食、自身の顔に触れる等の行為、また他従業員やお客様との物品のやり取りで接触があった場合は、手洗いや手指の消毒、うがいを意識して行う

■マスク等の着用

- ・就業中はマスクを着用する。就業時間外においても人と接触する場所ではマスクの着用を意識して行う

■身体的距離の確保(対従業員・対お客様)

- ・お客様と従業員、従業員同士及びお客様同士の濃厚接触をできるだけ避けるために、身体的距離をできるだけ2m確保する(最低1m)

確保できない場合は、アクリル板設置等飛沫感染防止の対策を講じる

■休憩所の清掃・消毒の徹底

- ・従業員用の休憩所は特に感染リスクが高い場所であることを留意する

② 施設内における感染予防衛生対策

■定期的な施設内の清掃、消毒の実施

- ・触れる機会が多い箇所(ドアノブ、扉や窓、階段の手すり、化粧室の扉やレバー等)の消毒を定期的に実施、館内の消毒と清掃を強化する

■換気の徹底

- ・空調は常時稼働し、出入口の窓を開ける等定期的な換気を行う

■手指消毒設備の設置

- ・施設内各所に手指消毒設備を設置し、こまめに補充を行う

■飛沫による感染防止対策

- ・身体的距離の確保を基本とする。確保が困難な際は、対面する場所においては透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置する

■接触による感染防止対策

- ・金銭や商品、資料のやり取りはなるべく接触のないようにする

③ 対象者へ協力依頼する感染予防衛生対策

■マスク着用をお願い

■手洗い、手指消毒をお願い

■身体的距離はできるだけ2mを意識する（最低1m）

■密閉・密集・密接の回避を意識した行動をお願い

3. 感染疑いのあるお客様への対応

■万一、発熱や呼吸困難、倦怠感等、感染の疑われる対象者が発現した場合、各施設指定の待機場所で待機、マスク着用をお願いし、外に出ないよう依頼する(ご同行者様も同様)

■事前に疑いのある対象者が区分して待機できる場所を決めておく

■対応するスタッフを限定、マスクや手袋等を着用し感染予防に細心の注意を払う

■疑いのある対象者名簿等を確認し、保健所への提出に備える

■他の利用者への情報提供は、保健所の指示に従う

■情報の発信は「いつ・どこで・誰が・何を・何故・どのように」(5W1H)を意識する

【感染疑いに関する相談・報告窓口】

- ・伊平屋村役場住民課 0980-46-2142
- ・北部福祉保健所 0980-52-5219
- ・伊平屋診療所 0980-46-2116

利用者への協力依頼確認書式

新型コロナウイルス感染症予防のためのご協力依頼

1. 新型コロナウイルス感染症予防について

下記に該当することをご確認の上、□に「✓」チェックをお願いします。

- ① 現在、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者ではありません。
- ② 現在、発熱、及び咳など呼吸器症状はありません。
- ③ 同居家族に発熱、及び咳など呼吸器症状はありません。
- ④ 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者との接触はありません。

2. 保健所への情報提供の同意について□に「✓」チェックをお願いします。

- ⑤ 万が一、従業員や利用者が同時滞在の際、新型コロナウイルス感染が発生した場合は、感染した者の接触者について北部保健所に情報提供します。

利用者の下記情報についても、保健所に情報提供することがあります。

すぐにご連絡が取れるご連絡先↓

Eメールまたは

携帯TEL；

居住市町村↓

または郵便番号；

3. 利用者の利用最終日の後3日後に、当店より体調確認の連絡を差し上げること、また、2週間以内に利用者自身の感染が判明した場合のご連絡について□に「✓」チェックをお願いします。

- ⑥ 利用者の利用最終日の3日以内に発熱や咳などの症状が出た場合、または2週間以内に新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合は速やかに当店当方までお知らせ下さい。

(3日後に当方より健康状態確認のご連絡をいたします)

上記⑤・⑥について同意します。

氏名 _____ 日付 _____

※未成年の場合は下記の保護者氏名もお願いします。

氏名 _____ 日付 _____

宿泊施設における新型コロナウイルス感染予防対応ガイドライン

本ガイドラインは全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟作成の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」に基づいて作成します。

伊平屋村内施設においては、本ガイドラインを基本とし、各事業所の実情に合わせた対策を講じることとします。

尚、当ガイドラインは、最低限守るべき地域統一の事項とし、状況により解除される項目もあります。

1. 基本チェックリスト

- 従業員の就業前の検温、手指消毒の徹底、マスクの着用
- 施設入口及び施設内の手指消毒設備の設置
- 身体的距離の確保(接触・飛沫感染の防止)
- 換気の徹底
- お客様に対するマスク着用・手指消毒のお願いの周知

2. 基本的な感染防止予防策

① 従業員における感染予防衛生対策

■実務責任者の配置

- ・各宿泊事業所に新型コロナウイルス感染防止対策に関する実務責任者を配置し、全従業員に感染防止対策の必要性を認識させ実施する。
- ・お客様、従業員の中に無症状感染者がいる可能性をふまえた感染防止策を行う。

■日々の体調チェック

- ・全従業員を対象に就業前の検温及び健康チェックを行い、体調のすぐれない場合は自宅待機とする。
- ・業務中に、発熱、咳等のかぜ症状や味覚嗅覚異常、けん怠感等の新型コロナウイルス感染が疑われる症状が出た従業員は、直ちに業務から外し、自宅に戻り、必要に応じて保健所に相談する。

■消毒の励行

- ・就労前、就労中、休憩中にかかわらず、化粧室使用、清掃、喫煙、飲食、自身の顔に触れる等の行為、また他従業員やお客様との物品のやり取りで接触があった場合は必要に応じて手洗いや手指の消毒、うがいを意識して行う。
- ・従業員が共有する備品や機器は使用前後、常に消毒をする。
- ・手袋の効果的な利用も検討する。但し、消毒や廃棄は適切に行う。

■マスクの着用

- ・就業中はマスクを着用する。就業時間外においても人と接触する場所ではマスクの着用を意識して行う。
- ・接触時間が長くなる部署や短時間でも接触頻度が高くなる部署においては、フェイスシールドの導入も検討する。

■バックヤードでの注意点

- ・バックヤードにおいても身体的距離を確保するため、一度に休憩する人数を制限し対面での会話をしないようにする。
 - ・従業員同士の距離を保てるよう、デスク等の配置を再検討する。
 - ・共有する備品(椅子・テーブル等)は、定期的に消毒する。
- 予約端末、パソコン等のキーボード、会計端末等は念入りに消毒を行う。
- ・特に化粧室の清掃に留意するとともに、使用前、使用後には各々で消毒を行う。

② 施設・敷地内における感染予防衛生対策

■駐車場

- ・お客様の乗用車（レンタカーを含む）を従業員が駐車場に移動することは控え、お客様自身で駐車していただく。やむを得ず従業員が移動する場合は、乗車の前後にドアやハンドル、シフトレバー等の接触部位を消毒する。

■送迎サービス

- ・送迎バス・バンを運行する場合は、乗車前後の車内消毒（特に手すり、席のひじ掛け等）を徹底する。
- ・乗車の際はマスク着用のお願いと換気を常に行う。
- ・同じグループの人以外と同乗するときは、前後左右の座席間隔を空ける。（それを踏まえて、1車両あたりの乗車人員を制限する）

■案内表示の掲示

- ・お客様の導線、目線を意識した的確な場所で適切な表示案内をする。

■消毒液の設置

- ・ホテル玄関、ロビー、レストラン、売店、化粧室や各フロアのホール等に消毒液を設置し、こまめに補充する。
- ・共用トイレはペーパータオルを設置する

■消毒・清掃の強化

- ・お客様の触れる機会が多い箇所(ドアノブ、扉や窓、階段の手すり、化粧室の扉やレバー、ルームキー・キーカード、フロントの筆記具、館内の自動販売機のボタン等)の消毒を定期的実施、館内の消毒と清掃を強化する。

■共用備品や物品における工夫

- ・お客様が共用なさる物品や手が頻繁に触れる箇所が最低限になるように工夫する。
- ・手や口が触れるようなもの(グラス・食器・箸等)は食器用洗剤で洗浄する。
また、使い捨てのものに変更するなど特段の対応も検討する。

■身体的距離の確保

- ・お客様と従業員、従業員同士及びお客様同士の濃厚接触をできるだけ避けるために、身体的距離を確保(できるだけ2mを目安に)する。もしくは、アクリル板・透明ビニールカーテン、フェイスシールド等で飛沫感染を防止する。

■接客時の感染防止の工夫

- ・チェックインやチェックアウト、観光のご案内等の各種手続きは、なるべく時間を短縮しお客様と従業員が接触する時間を短縮できるように工夫する。

■お食事のご提供方法の工夫

- ・ドリンクサーバーやピッチャーの飲み物は、スタッフが注いで提供するなど、複数のお客様が触れる機会を極力避ける。

- ・身体的距離を保った座席レイアウトの工夫もしくは仕切りを設ける。
- ・向かい合わせの座席配置はできるだけ避け、横並びまたは斜めの位置（90度）で座るよう配置する。
- ・入場人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意する。
- ・メニューブックや配膳用トレイ等の備品の消毒頻度を強化する。もしくは、メニューブックを廃止した場合のご提供方法を工夫することも検討する
- ・テーブルセッティングは、食事をされるお客様が使われる分の食器のみを提供し、予備をテーブルに置かない。調味料容器等をテーブルに置いて共用しない。
- ・お酌や同じグラスでの回し飲みは控えていただく。
- ・食事が済んだテーブルは、次のお客様を入れる前に消毒剤でのふき取り清掃を行う。
- ・料理やドリンクの提供、下膳、ゴミを処分する際には、特に手洗いや手指の消毒を徹底して行う。
- ・下膳作業をしたスタッフは、手を洗い直してから食事を提供する。

■清掃

- ・トイレや浴室は、感染リスクが比較的高いと考えられているため特に留意する。
- ・清掃中は常に換気をし、お客様が触れることの多い箇所や備品類は消毒を強化する。
- ・従業員とお客様の接触頻度を少なくするため、客室の清掃は毎日行わず、お客様からのリクエストがあった場合、あるいは長期滞在の場合は、数日に1度に抑える。
- ・交換のタオル等は、部屋の前に届けるなどして、お客様との接触を減らす。
- ・使用後のリネン類は回収後人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒を行う。
※手袋・マスク・雨合羽等ガウンの装着後
- ・ゴミはビニール袋で密閉し処理する。分別の際には細心の注意を払う。
- ・白米や汁物も個々に次ぎ分け提供する。（バイキング形式の禁止）

③ お客様へご協力依頼する感染予防衛生対策

- ご入館時や外出等、客室内以外ではマスクをご着用くださいますよう、お願い致します
- こまめな手洗い、手指の消毒にご協力をお願い致します。施設入口やレストラン入口等、館内各所に消毒剤を設置しております
- お客様のご滞在日数にかかわらず、毎日の検温や健康チェックを行っております。ご協力くださいますよう、お願い致します。また、体調のすぐれないお客様は速やかにスタッフにご申告賜りますよう、お願い致します
- ご滞在の間は、密閉・密集・密接を回避した行動にご協力くださいますよう、お願い致します
- チェックアウトから3日後に宿泊事業所から「全てのお客様へ体調のご確認」をさせていただいております。確認用のご連絡先のご提示及び3日間の検温と体調確認へのご協力を宜しくお願い致します

マリン業界における新型コロナウイルス感染予防対応ガイドライン

伊平屋村内施設においては、本ガイドラインを基本とし、各事業所の実情に合わせた対策を講じることとします。

尚、当ガイドラインは、最低限守るべき地域統一の事項とし、状況により解除される項目もあります。

1. 基本チェックリスト

- 従業員の就業前の検温、手指消毒の徹底、マスクの着用
- 施設入口及び施設内の手指消毒設備の設置
- 身体的距離の確保(接触・飛沫感染の防止)
- 換気の徹底
- お客様に対するマスク着用・手指消毒のお願いの周知

2. 基本的な感染防止予防策

① お客様にお願いする感染予防対策

基本予防

- ・開放的な気分から基本的な予防（咳エチケット・ソーシャルディスタンスの確保、手指消毒等）を怠らないよう促す。
- ・伊平屋村滞在中は、できるだけ人が集まる場所へは行かないように促す。
- ・朝食時等、一時に人が集まる場所へ行く場合はできるだけ時間をずらすよう促す。
（可能であれば、自分の部屋に持ち帰って食べることも可）
- ・外出時はマスク着用を促す。

お客様⇄ スタッフ及び他のお客様の感染防止

- ・発熱、咳、体調不良の症状がある方はキャンセルして頂く。
（毎朝チェックして頂き、該当の場合はお迎え、または集合までに連絡頂く）
- ・送迎車内はマスクを着用して頂く。
- ・少しでも感染リスクを減したいお客様はレンタカーでお越しになることをお勧めする。
- ・ショップ屋内、密閉された船内に複数人が入る場合はマスクを着用して頂く。
- ・原則、飲み物はご自身で持参して頂く。
- ・自身の飲み物は自身で入れる
- ・親切心からの行為を控えるよう気を付けて頂く（他人に飲み物を入れてあげたり等）
- ・トイレを流す際は蓋を閉めてから流していただく。
- ・リネン類は持参して頂く（バスタオル等）
- ・共有物にふれる機会を減らす（ペンの持参等）
- ・他人の器材、荷物には触れないようにする。（特にマスク・レギ・タオル）
- ・できるだけアルコール消毒液は持参して頂く。

お客様⇒ スタッフの感染防止

- ・着用したマスク、レギュレーターは使用した本人に指定のカゴや桶に入れて頂くか、スタッフが触れる前に消毒する。
- ・握手やハグ等の接触機会を減らすよう心がけ、お客様にも理解を求める。

② 店内、船上、船内の感染予防対策

- ・よく触れる場所は定期的に消毒を行う（ドアノブ・トイレ内・手すり等）
 - ・毎朝、及び適時お客様の体調を観察する。
 - ・お手洗いのタオルを使い捨てのペーパータオルに変更する。
 - ・飲み物のコップは使い捨てのものを使用する。（または自身の物が判別できるようにする）またコップは重ねて置かない
 - ・タオル等リネン類の共有、貸し出しは行わない。
 - ・送迎車内、スタッフは、お客様共にマスクを着用し可能なら少し窓を開けて走行する。
エアコンはリフレッシュに設定する
 - ・船内においても、ドアの取っ手等、人が触れるものについてはこまめに消毒を行う。
 - ・ログタイムは人数によって時間を短縮するか密閉された場所では行わないようにする。
 - ・お客様との食事会は行わないようにする。
 - ・レンタル器材の消毒を徹底し、消毒後は完全に乾かす。
※直接肌に接するマスク・マウスピース等は持参、又は購入を推奨する。
 - ・他人の器材同士が触れないよう置き場に配慮する（特にマウスピース・マスク）
 - ・石鹸での手指洗いや消毒ができるようにしておく。
 - ・手が濡れている状態ではアルコール消毒の効果は激減する。乾かしてから行うか、濡れた手の場合は、手指の洗浄、ウイルス除菌に有効な物で消毒する。
 - ・毎日のお客様とスタッフの健康チェックリストを作成する。（氏名・体調・体温）
- ・各お店の利用後3日後に各店よりお客様全員に連絡を行い体調の確認をする。

①連絡→体調不良ではない→完了

→2週間以内に感染が判明した場合は連絡を頂くよう伝える

②連絡→体調不良（発熱・咳・倦怠感等）を確認

（スタッフ・同時滞在のお客様が濃厚接触者になる恐れ有り）

→ご連絡頂いたお客様に対して最寄りの保健所に連絡済みか確認

→長寿福祉課、または保健所に相談

→必要に応じて対象者リストを保健所に提出

→1週間後再度連絡を行い、感染の有無を確認→感染確認の場合は再度保健所に連絡

3. 自身やスタッフが感染した、濃厚接触者になった場合、又はその恐れがある場合の対処

■濃厚接触者とは

「濃厚接触者」とは、「患者」が発病した2日前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・感染が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者。
- ・適切な感染防護無しに感染が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者。
- ・感染が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。
- ・その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1 mで）で、15分以上

上必要な感染予防策なしで、「患者」と接触があった者。お客様がお店滞在後3日以内に発症した場合はダイビングで同席したスタッフ・お客様は濃厚接触者となる可能性があるが、濃厚接触者か否かの判定は保健所が行う。その為、自身が濃厚接触者になった恐れがある場合は速やかに相談窓口か保健所に連絡を行う。

■濃厚接触者になる可能性がある場合の本人の対応

- ・咳エチケットと手洗いを徹底するようにし、常に健康状態に注意を払う。
 - ・同居している者には、サージカルマスクの着用および手指衛生を遵守するように伝える。
 - ・廃棄物処理、リネン類、衣類等の洗濯は通常通りに行う。
 - ・家族や周囲の者（同僚等）に対して、外出制限は不要である。
- 速やかに→ 住民課、または北部保健所に電話で相談する。

■お客様より、そのお店での最終日から2日以内に症状を発症したとの連絡があった場合

(スタッフ・同時滞在のお客様が濃厚接触者になるものと考えた行動が望ましい)

- ・スタッフ→住民課、または北部保健所に電話で相談する
- ・お店→ スタッフを住民課に連絡させる

濃厚接触者になる可能性がある者（お客様含）にその旨連絡し、住民課に連絡させる。お客様が帰宅または伊平屋村外の県内に移動している場合も同様とする。

濃厚接触者になる可能性がある者のリストを保健所に提出（お客様含）

■濃厚接触者に認定された場合

- ・「濃厚接触者になる可能性がある場合の対応」を取りつつ、保健所等行政の指示に従う。

■スタッフに感染、発症が疑われる場合

- ・症状頭痛、喉の痛み、下痢、鼻詰まり、発熱、味覚嗅覚障害、食欲不振、倦怠感、悪寒、呼吸困難、など多岐に渡ります。

自身、及びスタッフや家族が感染の疑い、または濃厚接触者になる可能性がある場合は住民課、又は北部保健所に相談して下さい。

飲食店・小売店における新型コロナウイルス感染予防対応ガイドライン

本ガイドラインは全国の各種団体が制定したガイドラインに基づいて作成します。

伊平屋村内施設においては、本ガイドラインを基本とし、各事業所の実情に合わせた対策を講じることとします。特に、飲食店では食品衛生法を遵守して食品の安全で衛生的な取扱いを徹底させる。

尚、当ガイドラインは、最低限守るべき地域統一の事項とし、状況により解除される項目もあります。

基本的な感染防止予防

1. 基本チェックリスト

- 従業員の就業前の検温、手指消毒の徹底、マスクの着用
- 施設入口及び施設内の手指消毒設備の設置
- 身体的距離の確保(接触・飛沫感染の防止)
- 換気の徹底
- お客様に対するマスク着用・手指消毒のお願いの周知

2. 身体的距離の確保

店内外において対人距離を確保するため、店舗の規模等に応じて、以下のような取組を行う。

- 対人距離の確保については「できるだけ2 m（最低1 m）空ける」とされたことも踏まえつつ、店舗の業態、規模・立地条件などの実情に応じ、実効的な対応を推進する。
- 店内での滞在に際し、顧客に対し掲示などにより可能な範囲での対人距離の確保を促す。
- とりわけ、レジ前や入店前など店舗内外で顧客が列に並ぶ際には、床に目印を付すことや掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す。

3. 清掃・消毒

清掃・消毒に関しては、従業員に対しこまめな手洗い・手指消毒を励行するほか、手指の消毒設備を入口及び施設内に設置すること等により顧客の手指の消毒も励行する。

また、店舗については、通常のコleaningに加え、店内の消毒等に関し、以下のような取組を行う。

- 買物カゴ、扉の取っ手、商品陳列ケースの扉など、顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は、定期的に消毒を実施する。
- トイレについて、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、不特定多数が接触する場所は消毒を行うとともに、共通のタオルの使用は行わない。
- ゴミの廃棄については、鼻水・唾液などが付いたゴミが入っていることを想定しビニール袋等に入れて密閉して縛るほか、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。
- 休憩スペースのテーブル・イス・展示物など不特定多数が共用する物品や顧客や従業員が手を触れ

ることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を実施する。

4.接触感染・飛沫感染の防止

従業員と顧客の接触機会を減らし、飛沫感染を防止するため、以下のような取組を行う。

- 透明間仕切り等の設置などによるレジ前での飛沫感染防止の取組を行う。(透明間仕切り等を設置する場合は、透明間仕切り等が従業員や顧客に触れないように注意する。)
- レジにおいてコイントレーでの現金受渡を励行する。
- キャッシュレス決済の利用を促進する。
- 従業員によるマスク等の着用や、こまめな手洗い・手指消毒を励行する。
- 従業員が対面による販売・説明・サービスを行う際などには、感染予防の観点から、マスクやフェイスシールド等の着用等による必要な感染予防の措置を行う。

5.換気の徹底

店内が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、以下のような取組を行う。

- 換気設備を適切に運転・管理することや窓やドアを定期的に開放すること等により、室内の換気に努める。推奨される換気の方法としては、機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法、窓の開放による方法などが推奨する措置として挙げられている。

6.店舗内施設の利用等

店舗内施設の利用等について、「三つの密」を避けるための以下のような取組を行う。

- 体験(乗馬、民具作り、陶芸)室においては、お客様のマスクの着用をお願いし、事前に手洗い、手指の消毒をしていただく。テーブルの配置や間隔の確保に留意するとともに、お客様の席を最低1メートル離し着席していただく。必要に応じて人数を制限し密集状態をつくらないようにする。また近距離で対面して長時間の会話をしないようにするなど、必要に応じ利用を制限する。
- 従業員は、マスクを着用し身体的な距離の確保に留意してお客様に接する。

7.店舗入店時の顧客に対する依頼

顧客の店舗への入店に際しては、感染拡大のリスクをできる限り下げる観点から、掲示の実施などにより、顧客に対し以下のような事項を依頼する。

- 顧客が発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、入店の自粛を依頼する。
- 顧客の入店時のマスクの着用や手指の消毒などの実施を依頼する。

建設工事等における新型コロナウイルス感染予防対応ガイドライン

本ガイドラインは国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づいて作成します。

公共工事・委託業務等においては本ガイドラインを基本とし、各建設現場等の実態に合わせた対策を講じることとします。

尚、当ガイドラインは、最低限守るべき地域統一の事項とし、状況により解除される項目もあります。

1. 従業員における感染予防衛生対策

■事業者は、建設現場やオフィス等に移動する自動車や移動経路、立寄先や通勤経路等を含む周辺地域において、従業員等の感染を防止するよう努めるものとする。

2. 講じるべき具体的な対策

■新型コロナウイルス感染予防対策の策定・変更について検討する体制を整える。

■従業員や作業員(元請・下請問わず、一人親方含む。以下同じ。)に対し、出勤前に体温や疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員・作業員は必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。そして、毎日の健康状態を確認し、症状が改善した場合は国・県等による指針等を参考に会社判断をする。また改善がみられない場合は、医師や保健所への相談を指示する。休日はしっかりと睡眠、休養をとり健康の確保に努める。

■建設現場においては、施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要である。

- ・朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室、詰め所等での食事・休憩など、多人数が集まる場や密室・密閉空間における作業などできる限り2mを目安に距離を保つ。換気の励行等
- ・建設現場においては体温測定等健康管理、状況等に応じ消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒の実施、または手洗いを奨励する。
- ・作業・打合せ時のマスクやフェイスシールド等の着用・手洗い等
- ・現場でのマスクやフェイスシールド等の着用・手洗い等 ただし熱中症対策を充分講ずること
- ・感染予防対策を示したポスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）、ロゴ、看板を設置し「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。
- ・多人数が集まる狭い空間では、マスク着用は元より人数制限の設定や扉・窓の開放による自然換気、換気装置の設置などにより感染を予防する。

□朝礼・KY活動における取組等

- 朝礼時の配列間隔の確保
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化
- 肩もみ等の接触を伴う活動の省略
- マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略
- 朝礼時の体温測定等
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等

□現場事務所等での業務・打合せに関する取組

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web(TV)会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面での打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での空気清浄機の使用等

□内装工事等、室内の現場における取組等

- 内装仕上げや設備工事等の室内の作業では、工事エリアごとに区画を設定して作業
- 狭い場所や居室での作業は、広さ等に応じて入室人数を制限して実施
- 大部屋での作業等においても、あらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限
- 室内には換気装置を設定し、換気を実施
- 工程管理や内装仕上げの確認・是正にWebカメラや通信端末等を利用し、遠隔で実施

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、パソコン、タブレット、工具、手すり、エレベーターのボタン（島外事務所等）、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いす等の共有設備について、洗浄・消毒を行う。
- ・ 特に、重機や車両のハンドル、操作レバー等複数の従業員が頻繁に触れる箇所についてはこまめに消毒を行う、必要に応じ、車両運転時に使い捨てのゴム手袋等を着用する。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液等がついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収等清掃作業を行う作業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・ 気温及び湿度が高い日においては、現場の状況に応じて新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスクの軽減等に取り組む。

□新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組

- マウスシールドやフェイスシールドの活用
- 冷感素材等を用いたマスクの活用
- マスクと併用可能な空調機器等の活用（空調機能が付いた作業服の着用や、首掛けクーラー活用等）
- 現場作業において、特に不要な場合は適宜マスクを外す（屋外で人と十分に距離を確保できる場合、一人での作業などマスクを外しても良い例外的な場合を明示し、現場で周知等）
- 現場でのスポットクーラーや扇風機等の設置
- ドライミスト発生装置の設置
- 屋外作業の現場で、送風機等により通気性を確保
- テント付きの屋外休憩所の設置

○休憩所等において、エアコンと換気扇等を併用

■ 建設現場への移動・立ち入り

- ・ 現場の状況に応じ、作業員を複数班に分け、入場時間や退場時間を一定時間ずらす。
- ・ 建設現場に車両で移動する際には、車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等により、同乗・相乗りを可能な限り避けるようにする。
- ・ 不要不急な部外者の立ち入りは行わない。
- ・ 取引先等の外部関係者の立ち入りについては、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、建設現場やオフィス内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。
- ・ 不要不急の現場見学会は控える。

□現場作業や移動時の取組

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行 等

■ 作業員宿舎における対応について

宿泊する作業員が密な状態とならないよう、発注者と協議の上、十分な広さの作業員宿舎を確保するとともに、以下に掲げる事項等に取り組む。

- ・ 1部屋当たりの宿泊人数を少なくする。
- ・ 手洗い時のタオルを撤去し、ペーパータオルを活用する。
- ・ 宿舎内においても、マスク着用を励行する。
- ・ 定期的に換気を実施する。
- ・ 不特定多数の者が触れる箇所を定期的に消毒する。
- ・ 食堂等において、対面で座ることがないように机等を配置する他、利用時間の分散など、利用に当たってのルールを設定する。
- ・ 机と机の間に簡易的な仕切りを設置する。
- ・ 入浴時間の分散や湯船の増設など、入浴時における接触機会の低減に取り組む。

■ 休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2mを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、休憩スペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫を行う。
- ・ 特に屋内休憩スペースについては、常時換気を行う、休憩室の他に車中や更衣室を利用する、班別に休憩時間を分散化する、簡易なパーテーション（アクリル板等）を設置する等、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。

※熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じ

て定期的に換気を行う

- ・ 食堂等で飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引く、車中で食事を取るほか、できる限り2 mを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。これらの措置が困難な場合は、簡易なパーティション（アクリル板等）を設置する。

□食事・休憩時における取組

○休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行

○車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化

○更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保

○簡易なパーティション（アクリル板等）による密接の防止

○手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等）等

※熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う

■ トイレの使用について

- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する箇所（ドアノブ、トイレットペーパーホルダー、水栓レバー、便座、スイッチパネル、蛇口等）は清拭消毒を行う。
- ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用、共通のタオルは禁止、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

■ 入札契約に関する対応

公共工事については、対処方針で示された工事の継続性に留意しつつ、工事現場のある地域を管轄する都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申し出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととされており、この取り扱いには民間発注者団体にも参考送付されている。

建設工事の一時中止等の際には、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるほか、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分な配慮をするとともに、適切な代金の支払い等、元請負人と下請負人との間の取引の適正化の徹底を図る。また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底しつつ、一層の円滑な発注及び施工体制の確保を図るため、国土交通省所管事業の執行について、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付け国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）により

- ・ 総合評価落札方式の技術提案に係る評価について、指定テーマ数等の最小化やヒアリングの原則省略など、入札契約手続全般における柔軟な対応
- ・ 感染拡大防止対策に係る費用など、設計変更の対象とする経費等を入札公告時に明示し、適切に設計変更
- ・ 検査時の書類の簡素化や中間技術検査の簡素化、遠隔臨場の試行などの取組を講じるよう、全国の地方整備局等に対して通知されるとともに、地方公共団体に対しても周知が行われたところである。当該通知の趣旨を踏まえ、感染拡大防止対策に必要な設計変更について発注者との協議を行うなど、入札契約手続きにおいて適切な対応を行う。

3 従業員・作業員に対する協力をお願い

- ・ 従業員・作業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知する等の取組を行う。
- ・ 公共交通機関や図書館等公共施設を利用する従業員・作業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内等密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・ 作業服等を貸与している場合、こまめに洗濯するよう促す。
- ・ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員・作業員やその関係者が、事業場内で差別されることがないように、従業員・作業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ・ 過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・ 感染の拡大の防止のため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を従業員等に呼び掛ける。
- ・ 取引先等企業にも同様の取組を行うことが望ましい

4. 従業員の感染が確認された場合

- 保健所、医療機関の指示に従う。
- 従業員が感染した旨を速やかに発注者に連絡する。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- 複数社が混在する産業連携拠点センター（島外借用ビル等）で同居する他社の社員で感染が確認された場合は、保健所等、医療機関および商工会（ビル借り主等）の指示に従う。
- 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所等との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

保育所における新型コロナウイルスの感染予防対応ガイドライン

本ガイドラインは「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック(第1版)」に基づいて作成します。

伊平屋村内施設においては、本ガイドラインを基本とし、事業所の実情に合わせた対策を講じることとします。

尚、当ガイドラインは、最低限守るべき地域統一の事項とし、状況により解除される項目もあります。

1. 基本チェックリスト

- 園児・職員の検温と体調確認
- 外部者のマスクの着用・検温・手指のアルコール消毒の徹底
- 来客に対するマスク着用お願いの周知

2. 基本的な感染拡大予防策

①保育所での取組

■手洗いの徹底・・・園児に手洗いの効果、正しい手の洗い方を指導する。

<手洗いのタイミング>

- ・登所時の施設に入ってからすぐ（保護者も）
- ・水分補給や食事の前後
- ・トイレを使用した後
- ・鼻汁やよだれなどが手に付着している時
- ・戸外活動や動物・植物・昆虫などに触れた後

■咳エチケットの徹底をする

- ・職員は基本的にマスクを着用する。
- ・園児はマスクの着用が難しいので、咳が出る時口を押えるなどの咳エチケットの大切さと方法を具体的に教える。

■消毒の徹底

- ・多くの園児が手に触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口、遊具、テーブル、用具等）は1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩酸ナトリウム等）で消毒する。

②職員の取組

■職員等は、園児と接することから、手洗い、うがい、咳エチケット、マスクの着用の励行や、朝夕の検温による健康管理等の感染症対策を一層徹底します。

■風症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等）がみられる時には出勤を控え自宅で休養する。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに所長に報告し帰宅する。

③家庭での取組

■毎朝登所前の検温実施と体調の確認を健康観察シートに記入する。保育所は各家庭と連携を図りながら依頼をする。

■発熱がある場合は登所を避けます。

発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意し、今般の新型コロナウイルスを発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられることから、子どもの状況について判断に迷う場合は診療所医師や住民課に相談をする。

■登降所の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、職員と保護者の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をする。

④「密閉」の回避（換気の徹底）

- ・常時2方向の窓を開ける。
- ・窓を閉める場合（エアコンを使用する場合も）は、一時間に1回数分間程度換気する。
- ・園児に対して、換気の意味や大切さ、方法について日常的に知らせる。

3. 保育における留意点

乳幼児期は身体機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期です。また、遊びを通しての総合的な指導・保育を行っており、保育者・他児との接触や遊具等の共有等が日常的に生じ、3つの密になることを避けられません。そのような現状を踏まえ、園児と保育者との温かなかわりを大切にしながら、感染リスクをできるだけ低くおさえられるよう、以下の点に留意しながら状況に応じて内容を工夫する。

- 園児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時手洗いや手指の消毒ができるよう配慮する。
- 園児が自らマスクの着用、適切な手洗いの実施、遊具等の衛生的な取扱い等の基本的な対策を十分に行うことは難しいため、保育者等が援助や配慮をする。
- 手洗い等感染予防については、園児が楽しく習慣化できるように工夫する。
- 公園等戶外遊びの際、手洗いができない場合は必要に応じてアルコールで手指消毒する。

4. 給食における留意点

- 給食の前に接見で丁寧な手洗いを徹底する。園児任せにはせず、必ず職員が手洗いの様子を確認する。
- 給食の前、後にテーブルをアルコール等で消毒します。
- 給食の配膳は、各個人では行わず職員が行う。（セルフは行わないようにする）。また、おかわり等の配膳も保育士が行う。
- おしゃべりは控える事を基本とし、必要な時には、飛沫がないように小声で話す等、工夫する。

5. 行事等における留意点

- 行事を開催する場合は、当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者に伝え、短時間で開催する。
- 保育参観等についても実施の可否を十分に検討し、実施する際には（密閉、密集、密接）にならないように、座席の間隔、十分な換気を行う。
- 感染拡大防止の措置をした上で、縮小実施ややむを得ず中止にすることもあります。

6. 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

園児（保護者）、または、職員が新型コロナウイルス感染症をり患した場合（疑いを含む）、濃厚接触者、となった場合は、速やかに役場住民課（伊平屋診療所）に連絡をする。

幼稚園・学校における新型コロナウイルスの感染予防対応ガイドライン

本ガイドラインは「教育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック(第1版)」に基づいて作成します。

伊平屋村内施設においては、本ガイドラインを基本とし、事業所の実情に合わせた対策を講じることとします。

尚、当ガイドラインは、最低限守るべき地域統一の事項とし、状況により解除される項目もあります。

1. 基本チェックリスト

- 幼児・児童生徒、教職員の検温と体調確認、マスクの着用
- 外部者のマスクの着用・検温・手指のアルコール消毒の徹底
- 来客に対するマスク着用お願いの周知

2. 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の3つのポイントを踏まえ、取組を行う。

- (1) 感染源を絶つこと
- (2) 感染経路を絶つこと
- (3) 抵抗力を高めること

(1) 感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要。特に、感染経路不明の感染者が発生しているような地域においては、児童生徒等、教職員及びその家族の健康観察を徹底する。

- 1 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底
- 2 登校時の健康状態の把握
- 3 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

(2) 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。感染経路を絶つためには、1 手洗い、2 咳エチケット、3 清掃・消毒が大切。

①幼稚園・学校での取組

- 各自に必要な持ち物

- ・清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・マスク
- ・マスクを置く際の清潔なビニールや布等

□接触感染の仕組みについて幼児児童生徒の実態に応じて理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導する。

□手洗いの徹底・・・園児，児童生徒に手洗いの効果、正しい手の洗い方を指導する。

<石けんでの手洗いのタイミング>

- ・登所時や外から校舎内、教室に入るとき（保護者も）
- ・水分補給や給食（昼食）の前後
- ・トイレを使用した後
- ・咳やくしゃみ、鼻をかんだ時
- ・清掃の後
- ・共有のものを触った時

□咳エチケットの徹底をする

- ・職員は基本的にマスクを着用する。
- ・幼児，低学年はマスクの着用が難しい場合もあるので、咳が出る時口を押えるなどの咳エチケットの大切さと方法を具体的に教える。

□消毒の徹底

- ・多くの幼児児童生徒が手に触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口、遊具、テーブル、用具等）は1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩酸ナトリウム等）で消毒する。

②職員の取組

□職員等は、園児と接することから、手洗い、うがい、咳エチケット、マスクの着用の励行や、朝夕の検温による健康管理等の感染症対策を一層徹底する。

□風邪症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等）がみられる時には出勤を控え自宅で休養する。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに園長・校長に報告し帰宅する。

③家庭での取組

□毎朝登所前の検温実施と体調の確認を健康観察シートに記入する。各家庭と連携を図りながら依頼をする。

□発熱がある場合は、登園・登校を避る。

発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意し、今般の新型コロナウイルスを発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられることから、子どもの状況について判断に迷う場合は診療所医師や住民課に相談をする。

④「密閉」の回避（換気の徹底）

- ・常時2方向の窓を開ける。
- ・窓を閉める場合（エアコンを使用する場合も）は、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開し換気する。
- ・幼児児童生徒に対して、換気の意味や大切さ、方法について日常的に知らせる。
- ・可能な限り身体的距離を確保すること。

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導し、基本的生活習慣の徹底を行う。

3. 行事等における留意点

□行事を開催する場合は、地域の実情を踏まえ、当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護

者、関係者に伝え、開催する。

- 授業参観等についても実施の可否を十分に検討し、実施する際には（密閉、密集、密接）にならないように、座席の間隔、十分な換気を行う。
- 感染拡大防止の措置をした上で、縮小実施ややむを得ず延期、中止にすることもある。

5. スクールバスを利用の場合の対応

- 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
- 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること

6. 部活動について

- 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
 - 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動協力者等が活動状況を確認すること。
 - 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。
 - 活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。
 - 長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
 - 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
 - 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
 - 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。
- 以上のほか、文部科学省作成のQ & A¹⁹で示している内容に留意すること。

7. 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

幼児児童生徒、その保護者、または、職員が新型コロナウイルス感染症をり患した場合（疑いを含む）、濃厚接触者、となった場合は、速やかに、教育委員会に連絡をする。

8. 臨時休業の判断について

（1）園・学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

幼児児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、設置者は、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で臨時休業を実施する。

(濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合においては、必ずしも臨時休業の必要はない)。

※詳しくは、「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域感染レベル別の感染対象を踏まえた伊平屋村での対策」

※上記は「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ (2020.8.6 Ver.3)」参照

フェリーいへやⅢにおける新型コロナウイルス感染予防対応ガイドライン

本ガイドラインは一般社団法人日本旅客船協会の「旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づいて作成します。

フェリーいへやⅢにおいては本ガイドラインを基本とし、対策を講じることとします。

尚、当ガイドラインは、最低限守るべき地域統一の事項とし、状況により解除される項目もあります。

1. 基本チェックリスト

- 従業員の就業前の検温、手指消毒の徹底、マスクの着用
- 施設入口及び施設内の手指消毒設備の設置
- 身体的距離の確保(接触・飛沫感染の防止)
- 換気の徹底
- お客様に対するマスク着用・手指消毒のお願いの周知

2. 感染防止のための基本的な考え方

ポートターミナルや旅客船内において乗客と従業員、乗客同士が接触する機会が多いことに加え、海上においては乗客及び従業員が一定の間、外部から隔離された船内空間に留まることになる事業の特殊性を十分に考慮し、乗客及び従業員への感染拡大を防止するよう努めるものとする。

このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するための最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- 担当課長並びに船長が率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、船員関係法令を踏まえ、診療所・役場保健師の活用を図る。
- 様々な情報媒体を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 乗客に対する感染防止対策

① 共通事項

- 不特定多数の乗客が利用する場所においては、以下の感染防止策を講じる。
 - ・アルコール性手指消毒剤の設置
 - ・乗客に対する手洗い、手指消毒及び咳エチケット（マスク着用を含む）や会話を控えることの励行、アルコール性手指消毒剤の設置場所の周知徹底
 - ・乗客と従業員が対面するターミナル内のカウンターや乗船案内等における飛沫感染防止のための仕切り（アクリル板・透明ビニールカーテン）の設置
 - ・ターミナル内のカウンターや船内等における乗客間の一定距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m）距離を確保するよう努めるものとし、フェリーいへやⅢの構造等の環境に応じた可能な範囲の距離）の確保

- ・ターミナル及び船内の換気（換気設備等の適切な使用、可能な際の窓の開放等）
- ・乗客の手が触れる場所（テーブル、ドアノブ、電気のスイッチ、手すりなど）の定期的な清拭消毒。

②トイレ

■便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する高頻度接触部位（ドアノブ、レバーハンドル等）は清拭消毒を行う。

- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

- ・ハンドドライヤーの利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置する等の対策を講じる

③旅客ターミナルにおける対策

■乗客の乗船手続き時における発熱や咳等の症状の有無などの健康状態の確認を実施する。その際、乗船前の非接触体温計等による検温を実施するとともに、発熱等の症状があるものは乗船を許可しないなどの措置を講じる。

(3) 職員に対する感染防止対策

①健康管理

■関係職員に対し、出勤前又は乗船前に、発熱や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状

（下記目安を参考）の有無の健康状態に加え、新型コロナウイルス感染症陽性とされたものとの濃厚接触、渡航歴等を確認させ、体調の思わしくないものには、「新型コロナウイルス感染症対策に係る今後の対応について」（仮称）則り、対応するものとする。

■勤務中に具合が悪くなった職員は、必要に応じて直ちに帰宅・下船させ、自宅待機とする。

ただし、乗船運航中について直ちに下船できない場合は、乗客・職員との接触を避ける等の措置を講じた上で、下船までの間、新型コロナウイルス対応用車輛等で待機・経過観察を行う。

■乗船中の乗客・職員に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が確認された場合には、

「4. その他」に準じ船内で有症者等が発生した場合の具体的な対策に従って対応する。また、直ちに陸上の管理部門に報告するものとし、事前に連絡体制を構築する。

■ポートターミナルの売店等で勤務する雇用関係のないものについては、適切に対応するよう協力を求めるものとする。

（受診・相談の判断の目安）

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方で、発熱や咳など比較的軽い症状がある場合

※重症化しやすい方の定義①高齢者②糖尿病③心不全④呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方⑤透析を受けている方⑥免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

※基礎疾患の有無については、船員手帳の健康証明書等でも確認できます。

- ・妊娠中の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※解熱剤等を飲み続けなければならない方を含みます。

②勤務

■職員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的且つ正しい方法での手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる石けんやアルコール性手指消毒剤などを配置する。

■職員が、乗客や他の職員とできるだけ2 mを目安に（最低1 m）距離を確保するよう努めるものとし、フェリーⅠへやⅢの構造等の環境に応じた可能な範囲で一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。職員に対し、勤務中のマスク着用の徹底を促す。特に、複数名による共同作業など近距離が不可避な作業においては、これを徹底する。ただし、作業量が多く、作業が長時間に及ぶ時、熱中症の可能性のある環境下での作業においては、定期的に休息を挟む等作業箇所において創意工夫を行う。

■勤務で外部の者と接触する必要がある場合は、必要最小限の時間とし、必ずマスクを着用するとともに、接触後は必ず手洗い、手指消毒等を実施する。

③休憩・休息

■喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）距離を確保するよう努める。一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行う等、3つの密を防ぐことを徹底する。

■飲食についても、時間をずらす等にて、対面での飲食を避けるとともに、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）距離を確保するよう努める。

④トイレ

■便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する高頻度接触部位（ドアノブ、レバーハンドル等）は清拭消毒を行う。

■トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。

■ペーパータオルを設置するか、職員に個人用タオルを持参してもらう。

⑤設備・器具

■操舵輪、ボタン、タッチパネルなど、勤務中に職員が触れる箇所について、職員が交代するタイミングを含め、頻繁に清拭消毒を行う。

■業務に必要な道具などのうち、個々の職員が占有することが可能な道具については、共有を避ける。共有する道具については、頻繁に清拭消毒を行う。

■制服等の衣類はこまめに洗濯する。

■テーブル、ドアノブ、電話、電気スイッチなど共有設備については、頻繁に清拭消毒を行う。

■ゴミはこまめに回収し、ビニール袋に密閉する。客室等においてもゴミの回収等清掃作業を行う職員は、マスクや使い捨ての手袋を必ず着用し、作業後に手洗い等を徹底する。

■作業スペースの換気に努める。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液など、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

⑥部外者の立ち入り

■不要不急な部外者の立ち入りは行わない。

■運航維持に不可欠な部外者の立ち入りについては、その立ち入り人数を必要最小限とした上で、船舶のみならず陸上管理側も当該部外者の把握を行う。また、当該部外者に対しても、発熱や症状の有無を確認するとともに、マスク着用など職員に準じた感染防止対策を求める。

■このため、あらかじめこれらの部外者が所属する企業等に感染防止対策の内容を説明する等により理解を促す。

⑦職員の意識向上

- 職員に対し、感染拡大防止策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。そのため、例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した職員やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、職員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

4. その他

船内で有症者等が発生した場合の対応等、その他の対策については、「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について（国土交通省海事局安全政策課）」（別添）を参照し、適切に対処する。

令和2年8月1日

入札に参加される皆様へ

入札方式の変更について

新型コロナウイルスの感染防止の観点から、当面の間現在行っている「指名競争」を入札日当日に来庁の必要がない「郵便等による入札」に変更します。

本変更については、8月1日以降に入札を行う案件から適用いたしますが、内容については次のとおりです。

現在、来庁による指名競争入札を行っておりますが、当面の間、全ての入札（工事及び工事以外入札も含みます）の執行を「郵便等入札」に変更します。

「郵便等による入札」については、従来の「伊平屋村指名競争入札に係る郵便入札」とは以下の点が異なっておりますので確認をお願いいたします。

- ・入札書の提出方法が従来の一般書留及び簡易書留による郵送方法に加え、期限までに直接持参する方法を加えたこと。
(直接持参の場合、郵送の場合の外封筒は不要)
- ・指名郵便等記載の到着期限までに到着すれば良いこととしたこと。配達指定の必要はありません。(直接提出についても到着期限までであれば提出可能)
- ・郵送の場合、同一日に開札する案件については、同封のうえまとめて郵送しても良いこと。
- ・入札執行結果等の公表について「郵便等による入札」についてはホームページにて入札結果を報告します。

以上が変更となる内容です。詳細及び不明な点については、伊平屋村指名競争入札に係る郵便入札実施要領及び伊平屋村指名競争入札に係る郵便入札心得をご覧ください。担当までお問い合わせください。

また、開札会場は原則公開しておりますが、当面の間、真に必要な場合を除き開札会場への来場は控えさせていただきますようお願いいたします。

※各施設・店舗において、実際に作成して頂くガイドラインのイメージです。

新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン(施設管理者共通)

企業名 沖縄〇〇株式会社 (●●店)

(業種) 飲食店 (レストラン)

代表者名 〇〇 〇〇

1. 基本チェックリスト

- 従業員の就業前の体温測定 従業員の手指消毒の徹底
- 従業員のマスクの着用 口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- 入場者に対するマスク着用お願いの周知

2. 基本的な感染拡大予防策

(1) 感染症防止のための入場者整理の方法

①密にならないための対策

- ・店内が混雑しないよう、必要に応じて入店制限を実施する。
- ・来客が並ぶ場合、2 m程度の間隔を空けるよう床にテープを貼り誘導する。

②発熱等の症状のある方の入場制限方法

- ・発熱や咳、頭痛等の症状がある方については、原則として入店をお断りする。

③その他

- ・店内に体温計を設置し、必要に応じて計測するよう協力を求める。
- ・予約による来店や、混雑時間を避けた来店を推奨する表示を行う。

(2) 対人距離の確保の方法

①接触感染対策

- ・席は対面にならないよう配置を工夫し隣同士の間隔も可能な限り広くする。
- ・他人と共有する物品は可能な限り少なくし、割り箸やコップ等を常時テーブルに置くことを中止する。

②飛沫感染対策

- ・カウンターなどで席が対面となる場合、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・料理は原則として大皿での提供は行わず個別に分けて配膳する。

(3) 施設の換気対策

- ・常時、窓は二カ所以上空けておく。

(4) 施設・設備・物品等の消毒対策

- ・複数の人が触れる場所は適宜消毒を行い、テーブル、ドアノブ、タブレット、レジなどの高頻度に接触する箇所は、特に注意して消毒を行う。
- ・店舗全体への消毒は〇日〇回のペースで実施する。

(5) その他基本的な感染拡大予防策

- ・ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置する。

- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう、表示する。
- ・唾液等が付着するゴミは、ビニール袋に入れて密閉した上でゴミ袋に入れる。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗いをを行う。
- ・ユニフォームはこまめに洗濯する。

3. 独自の感染予防対策

- ・(上記の基本的予防策以外に必要な対策を記載願います)

感染防止対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、主に以下の対策を徹底しています。

1 「三つの密」を避ける

①密閉空間を避ける

- 入り口のドアや窓を開け、常時換気扇を回すなど、換気対策を十分とります。
- 個室などの密閉した部屋は使用しません。

②密集場所を避ける

- 人と人の間隔（2mを目安）を十分に確保します。
- 接客席は対面にならないよう配置を工夫し、隣同士の間隔も可能な限り広くします。
- 会計レジやカウンターなどで接客が対面となる場合、アクリル板やビニールカーテンなどで遮蔽します。

③密接場面を避ける

- 店内が混雑しないよう、必要に応じて入店制限を実施します。
- 会計時や商品受け取り時など、間隔を開けて並ぶよう、床にテープを貼るなどして誘導します。

2 その他

- 咳エチケット、こまめな手洗い、手指消毒を徹底します。
- 従業員及び入店者に対するマスクの着用を徹底します。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手洗いを行います。
- 入口及び施設内に手指消毒設備を設置します。
- 複数の人が触れる場所は、適宜消毒や清掃を行います。
- テーブル、ドアノブ、レジなどの高頻度に接触する箇所は、特に注意して消毒を行います。
- 休憩スペースの利用人数を制限します。
- 発熱や風邪、味覚障害などの症状がある方の入店制限や従業員の勤務制限を実施します。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯します。
- トイレにおけるハンドドライヤー、共通タオルの使用を停止します。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用します。

伊平屋村役場 住民課
TEL: 0980-46-2142